

社会福祉法人磐田市社会福祉協議会会員会費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人磐田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第33条に基づき本会の会員及び会員会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の資格)

第2条 本会の会員とは、磐田市内に居住する者又は本会の趣旨に賛同する者で、第4条に規定する会費を納入した者をいう。

(会員の種類)

第3条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員 各世帯
- (2) 賛助会員 企業 団体 施設 個人 その他

(会費)

第4条 会員の会費額は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員 一世帯当たり 年額 500円
- (2) 賛助会員 一口当たり 年額 1,000円

2 第1項第2号の会費額について、企業の賛助会費については、3口以上を基本とする。

(会費の納入)

第5条 会員は、その年度の会費を年度内に納入する。

(退会)

第6条 会員は、次に掲げる場合退会したものとする。

- (1) 会員より退会の申し出があったとき。
- (2) 本会が会員として不相当と認めたとき。
- (3) 本会が解散したとき。

(会費の使途)

第7条 会費は、地域福祉活動等本会の目的を達成するために活用するものとする。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。